

パンフレット

はじめにお読みください

被保険者・被扶養者の皆様へ

令和6年7月

音羽健康保険組合

「健康保険 被扶養者資格確認調査(検認)」について

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

この調査は健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健康保険組合加入の被保険者の皆様が公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務付けられています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研」に委託をしておりますので、各種お問い合わせに關しては、当健康保険組合専用コールセンターまでお願いいたします。

記

- 調査対象者**
- 令和6年6月1日現在扶養認定されている18歳以上の方
※「被扶養者資格確認調査書」に氏名が印字されている方が対象となります。
 - 当健康保険組合の被扶養者として「子」が加入しており、未加入の「配偶者」がいる方
- 提出書類**
- 「健康保険被扶養者資格確認調書」(以下「確認調書」)
※必要事項の記入漏れがないかご確認ください。
 - 収入状況および生計維持関係等を確認できる「証明書類」

提出期限 令和6年7月31日(水) 必着

提出先 事業所の担当者へ提出

注意事項

- 提出期限までに「調査書」および証明書類が提出されない場合、被扶養者の資格がなくなります。
- 証明書類の取得費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。
- ご提出いただいた書類の内容に応じ、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。
- 調査の結果認定基準から外れていると判定された方のみ別途ご案内させていただきます。
- ご提出いただいた書類は、当該の被扶養者資格調査および、給付業務に使用し、他の目的に使用することはありません。

音羽健康保険組合

お問い合わせ先

音羽健康保険組合 被扶養者資格確認調査専用 法研コールセンター

TEL:0800-800-7813(無料通話) 9:00~17:00(土日祝日を除く)

<http://www.otw.or.jp/>

個人情報の取り扱いにつきましては、当健康保険組合ホームページの「個人情報の取り扱い規定」をご確認ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」の適切な管理および監督を行います。

この封筒を再利用して書類を提出していただきます。丁寧に開封してください。

この封筒を再利用して書類を提出していただきます。丁寧に開封してください。

事業所(職場)担当者へご提出いただく際は「健康保険被扶養者確認調書」の宛名が見えるように封入してください。

音羽健康保険組合からのお知らせ

[重要] 健康保険被扶養者資格確認調査(検認)書類 在中

提出期限

令和6年7月31日(水) 必着

期限までに提出が無い場合は、健康保険法施行規則第50条により保険証は無効となり、当該被扶養者の保険証の返納および異動届(減少)を提出いただきます。

音羽健康保険組合

〒112-0013東京都文京区音羽1-18-10 音羽護国寺ビル1階

お問い合わせ先 音羽健康保険組合専用コールセンター

0800-800-7813 9:00~17:00(土日祝日除く)